

監 査 報 告 書

学校法人 桐蔭学園
理 事 会 御 中

令和3年5月27日

学校法人 桐蔭学園

監 事 南 増 明



監 事 飯 塚 良 成



私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人桐蔭学園寄附行為第14条の規定に従い、学校法人桐蔭学園の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日）の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行うにあたり理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取するとともに、新日本有限責任監査法人から私立学校振興助成法に基づく監査の状況について説明を聴取するなど、本学校法人の業務及び財産の状況について意見を述べるにあたり必要と認められた監査を行った結果、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められず、いずれも適正に行われていることが認められました。

また、令和2年度においては、学園の施設設備の維持管理が適切で効果的に行われているのかについて監査を行った。

その結果、経年の進んだ施設設備の多い中で、不具合の発見や、通報、それへの対応について、一定の手順に基づいて、通報、確認、対応を行う体制が高校以下と大学に分かれ整備され、経年の進む施設設備の修理などの対応がとられていた。

しかしながら、施設設備の維持管理を担当している、施設設備管理部、営繕部、大学総務部の間で、情報の共有を今まで以上に進めるなど、施設設備の維持管理業務の効率化と適正化にさらに取り組む必要のあることが認められた。